

規則

埼玉県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十九号

埼玉県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

埼玉県農業協同組合等検査規則（平成十年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条」を「第十六条」に改める。

様式第二号（表面）を次のように改める。

（表面）

第 号	検 査 員 証
	写 真
	職名 氏名

上記の者は、農業協同組合法第94条、水産業協同組合法第123条、中小漁業融資保証法第66条第2項、農業信用保証保険法第56条第2項及び第3項、農水産業協同組合貯金保険法第117条第1項から第5項まで、森林組合法第111条、犯罪による収益の移転防止に関する法律第16条並びに犯罪利権預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第36条第1項から第5項までの規定により検査を行う者であることを証明する。

年 月 日交付

埼玉県知事

附 則

この規則は、公布の日から施行する。